

令和7年度 常葉大学及び常葉大学短期大学部における公的研究費の不正防止計画に係る具体的な取組の実施状況（報告）

取組項目	前年度の取組状況の検証結果（不正発生要因及びその内容）	今年度の具体的な取組内容	取組状況のチェック	実施状況（令和8年3月時点）
(1) 責任体系の明確化 公的研究費の運営及び執行管理に関する責任体系を明確にする。	・令和3年度に改定した不正防止計画に基づく責任体系について、令和6年度に実施した研究費の不正使用防止に関する意識調査の回答では「知っている」「概ね知っている」を合わせると93.9%となったが、調査自体の回答率が22.9%と低いことから、啓発活動自体の注目度を高め、責任体系の明確化に関しても全ての構成員の理解を深めるために引き続き努力が必要である。	・研究費の不正使用防止に関する意識調査に関して、大学及び短期大学部全体における理解の浸透度について信頼性の高い調査結果が得られるように、教職員への呼びかけを増やすとともに回答締切前のリマインダーを送ることで回答率の向上を図る。また、回答者の属性の把握や、設問内容等の工夫を図って、信頼性の高い効果的な分析ができる調査への改善を図る。 ・各責任者の具体的な役割を教職員全体に浸透させるため、グループウェア等を活用し、各責任者の具体的な責任範囲（役割）について一層の周知を図る。	実施済 実施済	・第2回啓発活動（9月実施）にて意識調査を実施した際に、各キャンパス局長から回答を呼びかけ、また、学長室からメールで回答依頼を送ることで調査全体の回答率が48.5%に上昇した。事務職員の所属課を明確にし、設問内容について、「規程があることを知っているか」「規程の内容を知っているか」に分けることで、詳細の把握に努めた。 ・第3回啓発活動（12月実施）にて各責任者の具体的な責任範囲（役割）について、公式HP及び規程の案内を行い周知した。
(2) 適正な運営及び執行管理の環境整備 公的研究費の事務処理に係るルールの明確化・統一化を図る。	・「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費執行の手引き」に基づく手続きが行われていない例がある。 ・「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費執行の手引き」において、学会参加費は立替払いが認められていないが、研究の円滑な遂行を目的とした執行手続の柔軟化の観点から、学会大会、研究会等への参加費を研究者による立替払いを認め、当該学会大会等の参加に関する学外活動届が研究に必要なものと判断され却下された場合は立替払額の支払いは行わないことを条件として学外活動後の支出伝票を参加費に関する支出願（支出負担行為同）を兼ねるものとみなす取扱いとすることなどを検討して、ルールと実態の乖離を招かない適切な執行手続きに改善を図ること。 ・「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費執行の手引き」において、立替払いを認める事案に出張中に調達を必要とする物品等の購入費用、物品運送料、文献複写手数料、会場借上料、施設入場料、駐車場料等が列挙されているが、いずれも物品購入申請書による事前申請が義務付けられている。この点についても、柔軟な執行手続きへの改善の観点から、学外活動後の支出伝票を当該費用に関する支出願（支出負担行為同）を兼ねるものとみなす取扱いを検討すること。	・引き続き、「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費（公的研究費含む）執行の手引き」の内容の充実を図り、グループウェア等を活用し、関係者に周知する。 ・「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費（公的研究費含む）執行の手引き」の立替払いを認める項目、その手続き方法について業務の効率的かつ公正な遂行の観点から再考し、ルールと運用の実態が乖離しないように努める。 ・「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費（公的研究費含む）執行の手引き」の立替払いを認める項目、その手続き方法について業務の効率的かつ公正な遂行の観点から再考し、ルールと運用の実態が乖離しないように努める。	実施済 実施済 実施済	・令和7年9月4日に手引きの改定を行い、グループウェアで周知した。 また、第3回啓発活動（12月実施）でも改めて手引きを確認するよう周知した。 ・令和7年9月4日に手引きの改定を行い、学会参加費は例外的に立替払を認めるものとして研究費執行の手引きに記載した。 ・学外活動中の立替払は、各キャンパスに事後承認の可否を照会し改善に努めた。その結果、教員が例外規定を原則として誤解する懸念があるため、ルールの改定には至らず、継続課題になっている。
(3) 不正発生の要因の把握及び不正防止計画の策定・実施 公的研究費の執行における課題及び問題点を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施する。	・内部監査やモニタリングの結果に基づく本学固有のリスク要因の分析・把握に基づいた不正防止計画を策定、実施していく必要がある。	・不正防止計画推進部署と内部監査部門は、内部監査及びモニタリングの結果の分析を連携して行い、本学固有のリスク要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定する。	実施済	・内部監査及びモニタリングの結果、以下の課題が明らかとなった。 令和8年度不正防止計画に盛りこむ予定である。 ・物品の発注及び検収を事務職員が行う点、事前申請を行う点について周知を徹底する ・不正防止計画に基づき啓発活動および意識調査（アンケート）回答率向上の継続的な取組、相談窓口やルールの周知方法について改善が必要である ・10万円未満の汎用性・換金性の高い物品の管理方法について、現場の実態や業務負担を確認し、実施可能な方法へ見直す必要がある
(4) 公的研究費の適正な執行管理 公的研究費の執行状況を的確に把握し、適正な執行管理をする。	・物品等の購入に関して、事前に物品購入申請（支出負担行為手続）が行われず、事務部門のチェックシステムが機能していない例がある。	・「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費（公的研究費含む）執行の手引き」の内容の充実を図り、一層の周知を図る。また、物品等の購入に関する事前の申請手続きについて引き続き啓発活動で周知を徹底する。	実施済	・第1回啓発活動（6月実施）にて「物品申請等の事前申請及び科研費執行の申請・執行期限について」という資料を掲示して周知した。
(5) 情報発信・共有化の推進 学内の情報共有はもとより、本学の取組等の主体的な情報発信等を行う。	・本学における具体的な使用ルールや不正防止の取組について、令和6年度に実施した研究費の不正使用防止に関する意識調査の回答率が低いことから、全ての構成員の理解の浸透度合いが明確ではなく、引き続き不断の努力が必要である。	・研究費の不正使用防止に関する意識調査の改善による信頼性の高い分析結果に基づき、構成員の理解の浸透度合を高める情報発信に取り組む。 ・引き続き学内のグループウェア等を活用し、「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費（公的研究費含む）執行の手引き」や関係規程等を周知する。	実施済 実施済	・第3回啓発活動（12月実施）にて、研究費の不正使用防止に関する意識調査（アンケート）結果について報告を行い、回答結果を分析するとともに、関係規定や「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費（公的研究費含む）執行の手引き」の解説を行った。 ・令和7年9月4日に手引きの改定を行った際にグループウェアで周知した。 また、第3回啓発活動（12月実施）でも改めて手引きを確認するよう周知した。
(6) モニタリングの体制 実効性のあるモニタリング体制を整備するとともに、リスクアプローチの観点に立ったモニタリングを実施する。	・モニタリングや内部監査は定期的に行われているが、本学固有の不正発生リスクについて不正防止計画推進部署と内部監査部門の連携を深める必要がある。 ・本学固有の具体的な不正発生リスクに対応したリスクアプローチ監査を継続して実施していく必要がある。	・不正防止計画推進部署は不正発生要因の情報を的確かつ速やかに内部監査部門に提供するとともに、内部監査部門はその情報を監査計画に適切に反映させて、内部監査の充実を図る。 ・内部監査部門は、本学固有のリスク要因の分析に基づきリスクアプローチ監査を適宜実施する。	実施済 実施済	・不正防止計画推進部署は1月にモニタリングを実施し、その結果を内部監査部門へ提供するとともに、内部監査部門はその情報に基づいて監査計画を作成のうえ内部監査を実施した。内部監査の指摘事項については令和8年度不正防止計画に盛り込み取り組む予定。 ・取得価格10万円以上の備品について、6月～2月の各キャンパス実査（各1回）の際に現物確認を行った。なお、内部監査にて全数調査を行った結果、不正が発生するリスクは認められなかったため、旅費に関する宿泊先等への確認、取引業者の帳簿との突合等は令和7年度は実施していない。